

# ASIA FOCUS NEWSLETTER

## Newsletter

January 2025

### Asia Focus Newsletter 2025 年 1 月版

#### はじめに

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

各見出しをクリックし、詳細な英語版をご覧ください。

#### オーストラリア：新たな企業結合規制 (2024/12/2)

オーストラリア議会は2024年11月28日に「Treasury Laws Amendment (Mergers and Acquisitions Reform) Bill 2024」を可決し、2026年1月1日から新たな合併規制が施行される。この規制により、所定の閾値を満たす買収は競争・消費者委員会への届出とその承認が必要となる。各企業は、オーストラリアが関連する今後のM&Aにおいてこれらの変更を勘案し、買収契約上の前提条件やクロージング後の制限事項、取引スケジュールなどを慎重に計画する必要がある。

#### オーストラリア：2025年4月1日に新たなフランチャイズ法が施行 (2024/12/13)

オーストラリアでは、2025年4月1日から少なくとも5年間適用されることとなる新しいフランチャイズ規制が施行される。新しい規制は、現行の規制の適用期間が2025年3月31日に終了した直後に発効し、これに伴い、同年4月以降に新たに締結等されるフランチャイズ契約における開示文書や様式に変更が加えられるほか、フランチャイズ業界には多くの実務的な変更がもたらされ、特にフランチャイザー側において新たな対応が求められることとなる。

#### オーストラリア：2024年マネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止法改正法 (2024/12/16)

オーストラリアでは、2024年12月10日、2024年マネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止改正法（AML/CTF 改正法）が王室の承認を受けた。同改正の大部分は2026年3月以降に発効する。同改正は、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止法（AML/CTF 法）に対して、新たな指定業種の追加や顧客デューデリジェンスの要件・手続の明確化といった重要な改正を加え、オーストラリアのAML/CTF 体制を国際基準に適合させる内容となっている。

#### オーストラリア：新プライバシー法の第1段階の施行 (2024/12/17)

オーストラリアの新しいプライバシー法の第1段階が、2024年12月11日に施行された。この第1段階の改正には、プライバシーの重大な侵害に対する不法行為や「ドキシング」行為に係る犯罪の導入、自動化された意思決定のための個人情報の使用に関する義務などの重要な改正が含まれている。また、子供のオンラインプライバシーコードの導入に向けた枠組みも整備された。

### オーストラリア：2024 年の AI 規制の発展 (2024/12/19)

オーストラリアでは、AI の急速な進展と利用に対応するため、過去 1 年間にわたって、政府と規制機関による集中的な法令・ガイドラインの整備に係る取組が行われてきた。かかる取組は、主に、安全で倫理的な AI 技術の開発と展開を確保することに重点が置かれている。本記事では、その概要をまとめるとともに、AI リスク管理における重要なテーマと推奨事項について説明する。

### ベトナム：2024 年改正電力法を制定 (2024/12/2)

2024 年 11 月 30 日、ベトナム議会により改正電力法が正式に採択され、同法は 2025 年 2 月 1 日に施行される。改正電力法は、ベトナムの電力・エネルギーセクターにおける包括的な法改正を内容とするもので、国内のガスや LNG プロジェクト、再生可能エネルギー、電力伝送、エネルギー貯蔵、カーボンキャップチャーチャー、グリーン水素やグリーンアンモニアなどの新エネルギーに関する規制を強化する。これにより、これらの開発プロジェクトやファイナンス、マスタープランニング、現地調査、入札、投資、収益契約等の実務に影響が生じる。

### ベトナム：改正労働組合法により労働組合の権利が向上し、従業員組織が明確化 (2024/12/11)

ベトナムの新しい労働組合法が 2024 年 11 月 27 日に採択され、2025 年 7 月 1 日に施行される。主な改正点としては、①12か月以上の雇用契約を持つ外国人労働者も労働組合に加入できるようになったこと、②労働組合に係る権利行使に対する差別的取扱を禁止し、具体的な禁止行為を明記したこと、③労働組合の代表者が、従業員の権利と利益に関する監査に参加し雇用者に説明を求めることができるようになったこと、④企業内に個別の労働組合がない場合、ベトナム労働組合が従業員を代表し保護する権限を有するようになったこと等が挙げられる。一方、法令上義務付けられる雇用主の労働組合費用の拠出割合は従前どおり 2% のままである。

### ベトナム：迅速なデータ法の成立により新たなデータ体制が確立 (2024/12/19)

2024 年 11 月 30 日、ベトナムの国会でデータ法が正式に可決され、2025 年 7 月 1 日に施行されることとなった。同法は通常よりも迅速な手続で制定されたため、多くの点は今後の政府の指針等に委ねられている。同法は、デジタルデータ、国家データセンター、国家総合データベースなどを規律するほか、国家安全保障上の脅威が存在する際のデータ提供義務などを規定する。また、「重要データ」と「コアデータ」の概念を導入し、これらのデータを処理するデータ管理者においては定期的なリスク評価が必要となる。

### シンガポール：2025 年 SIAC 規則のナビゲーション (2024/12/13)

シンガポール国際仲裁センター（SIAC）は、2025 年 1 月 1 日から発効する第 7 版の仲裁規則（SIAC Rules 2025）を発表した。この新規則は、仲裁手続の効率性を向上させる観点から、新しく「簡易手続（Streamlined Procedure）」や「調整手続（Coordinated Proceedings）」を導入し、既存の「迅速手続（Expedited Procedure）」や「緊急仲裁人（Emergency Arbitrator）」による手続も強化している。これらの手続は、複雑性が限定的である紛争、費用効果の観点から望ましい場合、緊急の暫定救済が必要な事案等での利用が期待される。

### マレーシア：2024 年個人情報保護改正法が発効 (2024/12/27)

2024 年改正個人情報保護法（PDPA）は、2025 年 4 月 1 日と同 6 月 1 において、段階的に施行される。4 月 1 日からは、データ処理者へのセキュリティ原則の直接適用や越境移転、センシティブ個人情報と個人情報の定義の変更等に係る部分が発効する。また、6 月 1 日からは、データ保護責任者（DPO）の任命義務やデータ侵害通知の義務化、データポータビリティ権の導入等に係る部分が施行される。

## 編集後記

今月号担当の富本、和田、大橋、河邊です。

今月号では、オーストラリアから多くのアップデートがあります。内容としては、プライバシー法やAI規制という情報技術の高度化に対応した法規制の構築、フランチャイズ法など幅広いものとなります。同様に、ベトナムやマレーシアにおいても、個人情報やデータ処理を取り巻く法規制の変化が見られます。また、シンガポールのSIAC規則の改正も仲裁手続の利用可能性を広げる内容となっており、これによるSIACにおける今後の仲裁手続実務への影響が着目されます。

先月号では、シンガポールにおける「欧州連合とのAIの安全性に関する協力」や「知的財産庁によるExpedited Trackの導入」が注目されました。



富本



和田



大橋



河邊